

◎ 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）（抄）

（通関士試験）

第二十三条 通関士になろうとする者は、通関士試験に合格しなければならない。

2 （省 略）

（省令への委任）

第三十条 この節に定めるもののほか、通関士試験の受験の手續その他通関士試験に関し必要な事項は、財務省令で定める。

◎ 通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）（抄）

（合格証書の交付等）

第九条 税関長は、通関士試験に合格した者に、当該試験に合格したことを証する証書を交付するとともに、その氏名を官報で公告しなければならない。